



【提言】 非化石証書の改善策

自然エネルギーを推進する企業が利用しやすく

公益財団法人 自然エネルギー財団は、日本における自然エネルギーの電力を拡大する手段として非化石証書(再エネ指定)が効果的に使われるように、以下の改善策を提言いたします。今後さまざまな機会を通じて、関係省庁に要請してまいります。

○非化石証書の改善策

1. 非化石証書(再エネ指定)に対して、発電設備に関する情報(発電方法、所在地、運転開始年など)を付加して発行すること。付加する情報は欧州の発電源証明(Guarantees of Origin)を参考に、国際的にも通用する内容とすること。
2. 今後、固定価格買取制度の適用を受けない(あるいは買取期間を終了した)自然エネルギーの発電設備や、大型水力(出力 3 万キロワット以上)を非化石証書(再エネ指定)の対象に加える場合にも、同様に発電設備に関する情報を付加して発行すること。
3. 非化石証書(再エネ指定)と非化石証書(指定なし)の違いが明確にわかるように、電力の利用者に向けた広報・マーケティング活動の環境を整えること。非化石証書(再エネ指定)は環境負荷が低い自然エネルギー由来であることを訴求できるようにする一方、非化石証書(指定なし)は電源構成(原子力などの割合)を表示すること。

○非化石証書(再エネ指定)が求められる背景と現在の問題点

日本を含む世界各国の企業が、自然エネルギーの電力を増やす取り組みを加速させている。喫緊の課題である気候変動の抑制に加えて、持続可能なエネルギーを供給するためには、温室効果ガスを排出せず、放射性廃棄物も生み出さない自然エネルギーを拡大することが、企業の事業活動において最善の策だからである。日本では海外と比べて自然エネルギーのコストが高いものの、いくつかの方法で企業が自然エネルギーの電力を利用できるようになってきた。その手段の1つが、2018年5月に市場で取引が始まった「非化石証書」(再エネ指定)を活用する方法である。

非化石証書(再エネ指定)は固定価格買取制度の適用を受けた電力がもたらす環境価値を証書にして、国が小売電気事業者に販売する新たな制度である。小売電気事業者は電力と非化石証書(再エネ指定)を組み合わせることにより、“実質再エネ 100%の電力”として企業などの需要家に販売することが国のガイドラインで認められた。証書の発行量は2018年度には国全体の電力需要の1割近くにのぼる見込みで、企業が自然エネルギーの電力を増やす手段として注目を集めている。

しかし、現在の非化石証書(再エネ指定)には問題点があり、自然エネルギーの拡大に取り組む企業が利用できる状況になっていない。このため過去2回の市場における取引量も極めて低調に終わった。最大の問題点は、証書の元になる電力を作り出した発電設備の状況が不明なことである。固定価格買取制度の適用を受けて買い取られた電力に対して、発電方法や発電設備の所在地などの情報が非化石証書(再エネ指定)には付随していない。証書を購入する小売電気事業者、さらに証書と組み合わせた電力を利用する企業にとって、環境価値を判断するための情報が欠けてしまっている。

自然エネルギーの電力にも環境負荷の大きさに違いがあり、できるだけ環境負荷の小さい電力を利用することが求められる。企業が利用する電力を100%自然エネルギーに転換することを促進する国際イニシアチブの「RE100」では、発電設備を特定できる電力を購入するように企業に推奨している。発電設備の特定は欧米の主要国を中心に、世界各国で自然エネルギーの電力を利用するにあたって必須の要件とされている。この点で非化石証書(再エネ指定)は国際的な要件を満たしていない。抜本的な改善策を実行しなければ、証書が十分に利用されず、発行する意義が損なわれる。証書の売買で得られる収入は固定価格買取制度の賦課金の低減に使われることになっているが、現在のように取引量が低迷したままでは、その効果も期待できない。

○非化石証書に関連する制度面の問題点

現在の非化石証書(再エネ指定)が抱える問題の根底にあるのは、日本の電力政策が電気事業者の利益を重視する観点で設計されていることである。そのために、電力の利用者が自然エネルギーを選択しにくい状況が生まれている。

●自然エネルギーと原子力の環境価値が混在している

固定価格買取制度で買い取った電力を対象に発行する非化石証書(再エネ指定)は、本来は自然エネルギーの証書として発行すべきものである。しかし高度化法(エネルギー供給構造高度化法)において、小売電気事業者が販売する電力における非化石電源比率の目標(2030 年度に 44%以上)を達成する手段として、非化石証書という特異な枠組みの中に位置づけられてしまった。非化石証書の対象には原子力で発電した電力も含まれている。このように自然エネルギーと原子力を同じ名称の証書として発行している例は海外にはなく、非化石証書(再エネ指定)の位置づけが国際的に理解されない一因になっている。自然エネルギー(大型水力を含む)の電力がもたらす環境価値は原子力と明確に分けるべきである。そのうえで非化石証書(再エネ指定)を小売電気事業者に限定することなく、電力の利用者(需要家)も安価に購入できるようにすべきである。

このほかにも、非化石証書(再エネ指定)に関連して、見直しが必要な制度がある。

●発電設備ごとにより買取電力量を公開する規定がない

現在の固定価格買取制度では、発電事業者から買い取った電力量の情報を個別に公開できる規定が盛り込まれていない。新たに規定を追加して、発電設備ごとの買取電力量の情報を公開できるようにすべきである。その情報をもとに、発電設備ごとに非化石証書(再エネ指定)を発行すれば、小売電気事業者も電力の利用者も、証書の元になる電力の環境負荷を把握したうえで、自然エネルギーの電力を調達する手段として非化石証書(再エネ指定)を利用できる。

●電力の利用者が発電事業者と購入契約(PPA)を締結できない

現在の電気事業法では、電力の利用者が発電事業者と購入契約(PPA: Power Purchase Agreement)を結ぶことができず、小売電気事業者を経由して電力を購入する必要がある。欧米の多くの国や地域では、企業が発電事業者を選んで PPA を締結することが認められており、各企業の環境方針に合う自然エネルギーの電力を調達しやすい環境が整っている。日本国内でも電気事業法を改正して、電力の利用者が発電事業者と PPA を締結できるようにすべきである。発電事業者が小売電気事業者のみならず、電力の利用者とも PPA を締結できるようになれば、電力取引の選択肢が広がり、電力コストの低減につながる。

以上